

平等院鳳凰堂本尊胎内納置阿彌陀大小呪月輪の調査

福 山 敏 男

今回の平等院鳳凰堂の解体修理にともなつて、本尊阿彌陀像は境内の池の北に臨時に建てられた收藏庫に移して安置されたが、このほど佛師の手によつて像の修理も行われることになつた。本尊の胎

内に阿彌陀の大呪と小呪を記した圓板(月輪)とその蓮臺(圖版第二)が納められていることはかねてから知られていたところであり、昭和二十八年に久野健氏らによつて撮影されたX線フィルムによつても胎内における存在が確かめられただけでなく、そのかたわらに木箱と經卷の存することも検出された(附載久野氏報文参照)。本尊の解体修理の進行につれて、胎内納入物を取り出す段どりとなり、昭和二十九年十二月十九日に寺側や係官の立會で一旦取出されたが再びものと位置に返され、昭和三十年二月十九日に寺側・文化財保護委員會・京都府教育委員會の立會のもとに公式に取出され、最勝院に持参して拜見・調査のことが行われたという。その後寛文加納の木箱とその内容は京都國立博物館に移され、毛利久氏によつて調査が作られた(卷末毛利氏筆研究資料参照)。當局者の資料・寫眞・談話によると、納入品三種の安置状態は次のようであつたという。

本尊の胎内には明治修理に加えられたという方柱状の心木などが立つが、像の底板の上、心木の前方に新材の棧二本を縦にわたして釘止めにし、その上に阿彌陀大小呪月輪をのせた蓮臺を水平に安置してあつた。

月輪蓮臺の向つて右側(像の本來の安置位置で北側)に、同じく新材の棧二本を横にわたして釘止めにした上に、縦一尺一寸五分、横四寸三分五厘、高さ二寸六分の桐箱が縦位置に(前後の方向に長く)おかれていた。

月輪蓮臺のうしろ、胎内の心木の前面下方に明治四十年年度の修理銘板が文字面を前にむけて釘で打ちつけてあつた。

右の三種の納入物のうち月輪蓮臺についてはのちに言及することとし、寛文と明治の加納物について次にのべる。

木箱のうちには經卷など八點がいれてあつた。第一の經卷(挿圖1・2)は紺紙金泥水晶軸の阿彌陀經一卷である。今回はじめて箱を開いたときは各料紙がつぎめから離れてばらばらになつていたというが、一昨年のX線寫眞では一卷に巻かれた形を保っている。表紙には金泥で、

阿佛說彌陀經

檀譽息音

とあり、見返し（横六寸）には金地に墨線で阿彌陀坐像一體を描き、部分的に彩色が加えてある。本文（料紙縦一尺、横一尺五寸五分、七紙、但し終の一紙には文字がない）は鳩摩羅什譯の佛說阿彌陀經で、内題の右わきに「一字三札之御經」とあり、末に選擇集の文を引用し、次の奥書には

挿圖 1. 息音書寫阿彌陀經表紙

と改元されているが、經の筆者は知らなかつたのであろうか。この經はのちにのべる寛文八年奉加帳の同十年五月の專譽の追記に「先師檀譽之一字三札之阿彌陀經納」とあるものにあたる。
第二は截金文を附したガラス破片一箇、球狀ガラス器の殘缺一箇、銅熔片一箇を「天蓋之道具、昔之皆損而莊之道具無之、多クスタレタルヲヒロイ少シ納置也」と書いた紙に包んであつた（挿圖3）。天蓋の附屬品であつたとするが、どの部分にあつたものか想像し難い（附載山崎氏報文參照）。

挿圖 2. 息音書寫阿彌陀經奥書

慶安五壬辰年拾一月三日に六十九歳の梅蓮社檀譽龍極（息音）が書寫したと記してある。慶安五年は九月十八日に承應元年

挿圖 3. 銅熔片、ガラス片2箇と包紙

第三は鳳凰堂の屋上にあげてある銅製鳳凰の殘片で、「鳳凰鳥以爲損直時損故其金之道具也」と書いた紙に包んである（挿圖4）。鳳凰を修理したとき取外した古い部材であるという意味であろう。この第二、第三の品はのちにのべる寛文八年奉加帳の同十年五月の專譽の後記に「昔賴通之時莊嚴消タルト、又者鳳凰之鳥羽消故、今

度^(劣)嚴屋繕其時鳳凰之鳥^(損)消タル金納置」とあるものにあたる。

第四は漆箔をつけた小さい破片（木屎を漆で固めたもの）一箇で、包紙には記文がないが、その紙質からみて第二、第三と同じく寛文十年の修理のとき木箱に納められたものである（挿圖5）。

第五は宇治平等院奉加帳一帖（挿圖6・7）。木版ずりで末に「昔寛文八戊申年五月吉日、平等院沙門專譽」とある。そのあとに墨書の追記があつて、寺内の争論のことや寛文八年正月に幕府から修復の許可を得たこと、同十年正月からその工事を始めたこと、修復の箇所、工人などを詳しく記し、末に「于時寛文拾年庚戌五月、宇治平等院十二世念蓮社專譽俊童（花押）」とあり、なお多少の追記の文がある。

第六は「明治已來ノ略誌」で紙一枚に書かれ、明治二十八年四月の修理のことが記してある。末に同月十五日平等院管理浄土院住職大門了康らの署名がある。

第七も紙一枚に書かれ「今回惣請負高金八百五拾四圓四拾錢也

挿圖 4. 銅製鳳凰破片

ど、各葉を縦に二つに折り、一括して葉柄を束ねて紙で包んで、箱のなかに入れてあつた。包んだ紙の質をみると、寛文のもののようなのである。防蟲の目的でいれたものであろうか。そのほか小破片二枚

挿圖 5. 漆箔つき破片

が箱に入っている。仕切りのためのものらしいが、今は遊離している。以上のものを納めた木箱の蓋裏（挿圖8）には、

挿圖 6. 平等院奉加帳表紙と題簽

佛工大工トモ」云々とあり、同じく明治二十八年四月十五日とあつて修理竣功式の日附になつてゐる。佛工は京都の山本茂助・田村庄七、大工は宇治の松本傳治郎と記されてゐる。（註一）

挿圖 7. 平等院奉加帳、右は版本、左は墨書

第八に、銀杏の葉が六枚ほ

寛文十_庚年
 平等院拾二世念蓮社專譽俊童人上
 五月十九日

挿圖 8. 木箱蓋裏銘

書してあり、貼紙の四隅に「平等院」の朱文圓印がおしてある。また箱の側面、蓋と身の合せめには、恐らく明治二十八年に、紙をはりめぐらして封じてあつたが、明治四十年度修理の際にこの封は切り開かれたとみえて、今回取出した時にはこの紙封は切られたままになつていたという。

修理銘札(挿圖9)は尖頭形棟札状の白木の板で、中央長さ二・一〇八尺、兩側長さ一・九八尺、肩幅七・一五寸、下幅六・一五寸、厚さ三・五分あり、次の墨書がある(裏面には文字はない)。

なる墨書がある(身の底の上面には同様な字くぼりで「平等院開基大政大臣藤原朝臣頼通蓮華覺寂覺居士、延久六年_{甲寅}、二月二日」と墨書されているが勿論寛文の擬銘である)。これによつて木箱の作られた時がわかる。同じ蓋の表には上方中央に「上」と墨書してある。その下方に貼紙があつて、「明治廿八年四月十五日封瓊之、平等院、管理」と三行に墨

挿圖 9. 修理銘札

奉修覆鳳凰堂本尊阿彌陀如來坐像

依古社寺保存法

修繕費總額金壹萬二千九百七十四圓二十錢
 内金壹千壹百圓也 平等院負擔

平等院住職 僧正 大門了康
 信徒總代 岩井勘造 外二名

大天蓋 壹 軀
 供養佛 壹 軀
 五十三軀

起工 明治三十八年九月
 竣工 明治四十年十月

主幹	岡倉覺三	漆工	中村忠藏
顧問	高村光雲	漆工	堀部重雄
監督	新納忠之介	漆工	吉川増吉
工事主任	菅原大三郎	助手	辻常三郎
彫工	野口藤三郎	大工	川邊留吉
彫工	明珍恒男	會計主任	濱田濱吉
彫工	千葉胤恒	大工	松本三某
彫工	藤田元俊	手傳	外信次郎
彫工	竹林高行		外十五名
画工	久留弘毅		

以上に記したところから、寛文十年の鳳凰堂と本尊の修理の際に専譽が木箱を作つて、先師檀譽が十八年前の慶安五年（承應元年）に書寫しておいた阿彌陀經一卷と、寛文十年修理の關係遺品である銅鳳殘片や天蓋附屬というガラス殘片・銅熔片や漆箔つき破片と、修理の顛末を附記した寛文奉加帳をこの木箱に入れて本尊の胎内に納めたこと、明治二十八年の本尊の修理のとき木箱をとり出し、明治已來の略誌と修理請負高の記文を箱に加納し、紙封を施して再び胎内に納めたこと、明治四十年度の修理のときこの箱は再度とり出されて内容が點檢され、またもとのように納置され、像の修理のことを記した銘板が胎内に添加されたことを知ることができよう。ついで今回また胎内納置物がとり出されたのである。

二

前記のように寛文十年、明治二十八年、明治四十年度の三回、本尊の修理に際して胎内が開かれたことは明白であるから、その都度納置されていた阿彌陀大小呪月輪とその蓮臺が注意され、とり出されたことは疑がなからう。のみならず、寛文以前にも幾度か修理されたらうから、とり出されたのは寛文十年のときが始めではなかったかも知れない。寛文奉加帳の同十年五月專譽追記には、

一、鳳凰堂者昔無棟札、佛之胎内無願成、但佛胎内蓮花丸座有、此上胎藏界之曼陀羅之梵字有、無別書記、

とあり、本尊の胎内に蓮花の丸座があつて、その上に胎藏界曼陀羅

の梵字があると記しているのは、この蓮臺と月輪を指すこと疑がなからう。但しそれが胎藏界曼陀羅に關係するとの解釋は當つていないが、おのずから別の問題である。

明治二十八年の修理のときの月輪と蓮臺の拜見に關する記事やその寫眞や圖面などの有無はくわしく調べていない。

明治四十年度の修理のときは、月輪と蓮臺の實大の模型、實大の著色實測圖が作られたほか寫眞撮影も行われた。模型はその時の修理の監督であつた故新納忠之介氏が作つたもので、昭和二十三年十一月、奈良市の同氏宅で私は秋山光和氏とともに見せていただいたことがあり、いま奈良國立博物館の有に歸している。著色實測圖は京都の澤部瑞溪氏の作るところで、現に東京大學工學部建築學教室に藏せられており、「剛(1)本尊胎内曼陀羅明治三十九年一月實寫剛」と記してある。はじめの印は「武田五一」の朱文方印で、武田博士の檢印であろう。終の印は「瑞溪」の白文方印である。津田敬武氏の論文「鳳凰堂の新研究」（國華四七三—五號、昭和五年四月—六月）と單行書「鳳凰堂の研究」（昭和四年八月刊）に掲げられたのは右の圖によつたものであり、^(註二)先年美術研究所に於ても建築學教室の圖を借用して著色副本を作つておいたが、いま東京國立博物館に保存されているはずである。實物の寫眞は當時幾種とられたか知らないが、私は故宮地直一博士から昭和二十年五月に名刺判焼付寫眞をいただいた（挿圖10）。これはうらに「平等院鳳凰堂本尊胎内佛」と記してあり、宮地博士が青年時代に入手されたよしであるから、明治四十年修理

の際の寫眞であることは明らかである。大小呪が讀めるように月輪を蓮臺の上、後方に立てて撮影したものである。月輪上面の顔料の汚損や小破損の細かい特色まで實物の現状とよく一致するから、模造ではなくて、實物の寫眞であることも疑がない。ただ請花の蓮瓣が下部の二枚しかのこつていないのは修理途中の状況と解すべきであらうか。同じ月輪および蓮臺の寫眞は史學研究會講演集第一冊（明治四十一年十一月刊）の故武田五一博士の論文「平等院の裝飾模様に就きて」の口繪に「胎内佛蓮座」として掲げられていて、この寫眞では請花の蓮瓣はほぼ完くそろつていようである。

三

この月輪の梵字は、高田氏の論

文にくわしいように、阿彌陀小呪と阿彌陀大呪の兩者より成る。大小呪は日本では平安初期のころ輸入されたものらしいが、特に大呪は十一世紀初頭のころになると僧俗の間ひろく行われるようになっていたとみえて、前田本まぐらの草子の「だらには」の條に「ずいぐだらに、阿彌陀の大呪、そんしやう陀羅尼、千手陀羅尼」とあ

り、源氏物語の鈴虫の卷に「むしのね、いとしげうみだるくゆふべかなとて、われもしのびて、うちずんし給ふ阿彌陀の大す、いとたうとく、ほのぼのきこゆ」とある例にみる阿彌陀の大呪がそのことを物語つている。従つて枕草子や源氏物語が書かれてから半世紀ほどのちに造られた鳳凰堂の本尊阿彌陀像の胎内に入念に飾つた阿彌陀大小呪月輪が籠められたことは極めて自然な事情として理解せられるであらう。

圖 10. 阿彌陀大小呪月輪及び蓮臺（明治四十年修理工の際の寫眞）

佛像の胎内に陀羅尼や種子などを書いた月輪を安置する風習がいつからはじまつたかはわからないが、先輩が引用された文獻のうちでは、康和四年七月廿一日に供養された尊勝寺の堂塔のうち東西兩塔の佛像（圓勢作）について「御佛中心、安置月輪」とあり（尊勝寺供養記）、仁平四年八月八日に鳥羽の金剛心院に佛所から渡された丈六釋迦三尊（康助作）と丈六阿彌陀像九體（賢圓作）について「御佛躰別奉籠月輪種子」とあるもの（兵範記）が適切な例であり、仁安二年六月十二日に安置された西林寺新御堂の法丈六阿彌陀像について「午剋大佛師法橋院慶參入、以小佛師十餘人、先

令居大座、次蓮實、此間法橋昇麻柱、手自入見間玉、次奉居御身、先是奉籠阿字等了」とあるもの（兵範記）は月輪とは記してないけれども類似の例とみられるし、文治五年九月廿八日に渡された興福寺南圓堂の本尊不空絹索觀音像について「御身之中、奉籠金色蓮花一莖、其中奉納五輪塔之中、奉籠金之種子・銀之絹索并佛舍利三粒・五輪種子等、又塔婆四隅奉立金字經典一卷、所謂寶篋印陀羅尼經・法花經觀音品・不空絹索經・般若心經（復金剛般若經）等也」とあるもの（玉葉）は多少参考すべき例であろう。

胎内に蓮臺上安置のものを納入した例として興福寺の薬師坐像があり、像背に作られた龕のうちに、長和二年癸丑八月十二日沙門輔靜の奥書のある本願薬師經一卷に、寶治元年五月の修理のときに追加した一卷を巻きそえて、木造蓮臺の上に經卷を立てて安置してあつた。（註五） つぎに、胎内に月輪を納入した實例としては建久八年の作という高野山不動堂八大童子像のうち制吒迦・矜羯羅兩童子像、（註六） 仁治四年の京都府大念寺阿彌陀立像、（註七） 建長四年院智作の仁和寺悉達太子坐像の（註八） 場合があり、ともに團扇をおもわせる形で月輪の下に長い莖があり、その中間に蓮花をきざみだすかまたは月輪中に彩色した蓮花を描いてあることを共通した特色とする。みな鳳凰堂の月輪と蓮臺を單純化したような形式である。

また鳳凰堂やその本尊をまなんで造られるところの多かつた鳥羽の勝光明院は保延二年三月廿三日に供養されたが、その供養願文には、本尊丈六阿彌陀像の光背中の鏡の面に「梵字阿彌陀小咒一遍」

を書寫したことを記している（本朝續文粹卷十二）。降つて承安元年十月八日に供養された法金剛院東御堂の本尊周丈六阿彌陀像の光背中の鏡の面に化佛九體を圖したほか、輪光の鏡の面には「梵字眞言一遍」を書き、佛後壁の二柱の鏡の面には「阿彌陀種子等」を書いたという（古徳記）。類似の例は鳳凰堂についても傳えられ、寛文八年五月の宇治平等院奉加帳に「本尊丈六之阿彌陀如來、佛工定朝之所彫刻也、光中之梵字醍醐寺之明德成尊僧都書之」と記されている。（註九） しかし、鳳凰堂の創立から寛文年間^{セイヤン}にいたる時代の本尊の光背の一部に梵字があつたということは、部分的に古い材料をのこす今日の光背からは考え難いことである。本尊の成つたところに僧綱のうちには成尊という人はいない。僧綱補任や東寺長者補任などによると、成尊（僧綱補任に成傳とするのは成傳の誤か）は東寺または仁和寺の僧で、仁海の門下であり、天喜元年より十六年のちの延久元年に權律師に任じ、同三年に圓宗寺御佛等造立の賞として權少僧都となり、同四年に東寺長者となり、同六年に六十三歳で歿したという。もし寛文奉加帳にいう醍醐寺の成尊僧都が右の權少僧都成尊のこととすれば、このような經歷の彼が鳳凰堂の本尊の光背の梵字を書いたことは想像しにくいように考えられる。従つて光背の梵字の筆者に關する寛文奉加帳の記事は採用しがたいものとすべきであろう。のみならず梵字が光背にあつたかどうかとも疑うべきであろう。

いうまでもなく平等院阿彌陀堂（鳳凰堂）が供養されたのは天喜元年三月四日であるが、その十五日前の二月十九日に新造の本尊は京

都から寺に運ばれた。定家朝臣記にはそのことを記して「御佛奉渡

丈六阿彌陀佛一躰 丑刻出京、午刻奉坐佛壇、預此曉寅刻有佛壇結界（明尊）云々、大僧正

被奉仕」とあつて、月輪を御身に籠めたという文はないけれども、

願主頼通の命によつて造像と同時に月輪と蓮臺が作られ、佛體安置の際に胎内に納置されたことは疑うべくもないところであろう。その製作には本尊と同様に佛師定朝の關與するところであり、彩色には鳳凰堂に關係した繪師がたずさわつたと見るのが至當であろう。

文獻の上からも遺例の上からも、佛像胎内納入の月輪としては鳳凰堂本尊のそれは最も古い、かつ最も優れた作品とすることに異論はあるまい。このように重要な遺品が四十八年ぶりに出たので、昭和二十九年度科學研究助成金總合研究費による「鳳凰堂の總合的研究」に従事している私たちの研究班は、平等院當局の好意によつて、本年三月、四月及び七月に現地において月輪とその蓮臺について調査・撮影を行つた。主として事に當つたのは私と研究分擔者伊東卓治・山崎一雄・秋山光和・久野健の四氏であり、各種の寫眞撮影は小澤健志・橋本弘次兩氏が擔當した。その際、中山秀太郎・猪川和子・柳澤孝の三氏は調査に協力して下さつた。こゝにとりあえず各研究者が専門によつて分擔執筆した調査概報を公にし、今後の研究の資料に供することにした。特に月輪の梵字については高田修氏の援助をえたことを幸とする（同氏の論文は編修の都合により次號にのせられる）。なお本尊胎内の遺品の納置状態や木箱の内容品については丸尾彰三郎・倉田文作・西川新次・毛利久の諸氏の示教によると

ころが多く、感謝の意を表する。

註記

一 明治二十八年の修理については同年二月（？）の日出新聞（建築雜誌九八號、明治二十八年二月、に轉載してある）に「鳳凰堂は（中略）本年は紀念祭博覽會等の舉行あるに付、京都市中より三百圓の修繕補助費を下附し、信徒及び有志者は從來の積立金四百七十圓に更らに寄附金百圓を合して大修繕を加ふることとなりたるに付、渡邊知事は設計實況視察の爲め舊冬今泉美術工藝學校長を出張せしめたるが、同校長の語る處に依れば（中略）今回修理の重なる目的に屬する佛像蓮華及び世俗に稱する尾堂等は出來得べき限り舊來の木片を蒐集し、蓮華取附方等の如き一孔穴と雖も新たに穿たざる様請負佛師に注意を加へ、時々今泉氏が諸般の監督を爲す趣きにて、又佛像に屬する修理は下京區寺町松原東入佛工山本茂祐が請負ひたる由なり」とあり、今泉雄作氏の監督の下に行われたことや佛工が山本茂祐（助）であることは大門了康の「明治已來ノ略誌」とよく一致している。

二 米山徳馬氏「佛像の胎内と胎内奉籠物」史迹と美術一四七、一五〇、一五七、一六一號、昭和十八年二月—十九年五月、の一六一號—一四〇頁の月輪および蓮臺の圖は津田氏の「鳳凰堂の研究」によつたものである（川勝政太郎氏書簡）。

三 群書類從本枕草紙の「陀羅尼は」の條には「阿彌陀大壽」とあり、春曙抄本枕草子の「經は」の條には「あみだ大す」とある。

四 河海抄卷十四の鈴虫の條には「あみたの大小 阿彌陀大咒」とある。

五 日本國寶全集第五十五輯解説（昭和八年七月）、興福寺藥師經。

六 久野健氏「X線による彫刻の實驗」美術研究一九九號、昭和二十六年三月。同氏「Xレイによる彫刻の調査」美術研究一六三號、昭和二十六年十一月。八大童子像ののこりの六體は未調査である。

七 若井富藏氏「山城大念寺の阿彌陀像を論ず」史迹と美術一三九號、昭和十七年六月。

八 米山氏前掲論文、史迹と美術一四七號四六頁には、建長元年とし、川勝政太郎氏「梵字講話」昭和十九年二月刊八三頁には、建長四年とする。

九 鳳凰堂本尊の光背中の梵字を醍醐寺の成尊が書いたという説は、これからのち、天和二年の自序のある雅州府志の卷五、寶永二年の序のある山城名勝志の卷十八にもひきつがれている。しかし府志も名勝志も、寛文奉加帳に「光中之梵字」とあるのを「圓光中」の梵字と書き改め、本尊光背の江戸時代乃至現在の状況にてらして一層わかり難いものとしてゐる。そのためか、元祿十五年の序ある山州名跡志の卷十五や安永九年の序のある都名所圖會の卷五ではこの光背の梵字の記事を捨ててゐる。